

令和8年度 福島県奨学生募集 在学採用・震災特例採用

高等学校・専修学校（高等課程）在学者を対象とした奨学生の募集を行います

1. 貸与月額

区分	国公立	私立
自宅通学	18,000円	30,000円
自宅外通学	23,000円	35,000円

2. 応募資格

● 詳細は、各学校に送付の募集案内等又はホームページを確認してください。

● 高等学校の生徒

- 高等学校または修学年限2年以上の専修学校の高等課程の生徒
 - 県内に在学するもの・・・県内に6ヶ月以上住所を有するもの
 - 県外に在学するもの・・・入学または転学するまで県内に6ヶ月以上住所を有し、かつ保護者が県内に6ヶ月以上住所を有している。

● 学力 (※「震災特例採用」に学力基準はありません)

- 1年生・・・中学校3年次の全履修教科の5段階評価における学業成績の評定を平均した値が、これを全履修3.0以上であること。
- 2年生以上・・・2年生は1年次、3年生は1, 2年次の全履修科目の5段階評価における学業成績の評定を平均した値が、3.0以上であること。

● 所得

- 主たる生計維持者（保護者等）の1年間の収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、想定する所得基準額以下であること。

3. 応募方法

● 在学している学校の奨学金担当者に願書等を提出してください。

令和8年度から
募集期間が長くなりました！

4. 募集期間

● 令和8年4月1日～**令和8年12月11日まで**

※期間中随時募集していますが、申込回は第1回～第3回までとなっております。
詳細は募集案内の◆◆『在学募集』年間スケジュール◆◆を確認してください。

その他

- 「震災特例採用」は原子力災害被災地域において被災した生徒が対象です。
- 「緊急採用」は家計急変（主たる家計支持者の失職・破産・会社倒産・病気・死亡等）した家庭の生徒が対象で、随時募集しています。

※詳細又はお問い合わせは、在学する学校の奨学金担当者、もしくは福島県教育庁高校教育課までお願いします。

〒960-8688
福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁高校教育課
TEL：024-521-7775（直通）

福島県奨学資金

検索



高校



震災特例

福島県奨学資金震災特例採用

高等学校・専修学校（高等課程）

福島県教育委員会では、原子力災害被災地域において被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するため、福島県奨学資金《震災特例採用》の奨学生を募集します。

1 貸与月額

区分	国公立	私立
自宅通学	18,000円	30,000円
自宅外通学	23,000円	35,000円

※保護者と同居の場合は自宅通学扱いとなります。

2 貸与期間

最長で令和8年4月から令和9年3月まで（来年度の実施は未定）

3 募集期間

令和8年4月1日（水）から令和8年12月11日（金）まで

令和8年度から
募集期間が長く
なりました！

◆◆『在学募集』年間スケジュール◆◆

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	書類提出期限 (※到着期限)	●採用決定	★初回振込日
在学 申込 回	← 第1回 →				●	★							7/1 (水)	8月中旬	9/30 (水)
				← 第2回 →				●	★				10/26 (月)	11月末	12/25 (金)
									← 第3回 →			●	★	12/11 (金)	1月末

※書類提出時期に応じて ●採用決定 ★初回振込日が異なりますのでご注意ください
※1 表内の『到着期限』は、学校への提出期限ではなく学校から当課への期限です

4 申込の方法

在学する学校を通して行います。

- ① 申請に必要な書類を学校へ提出
- ② 学校の推薦を得て申請へ
- ③ 学校より申請書類を福島県へ

5 採用の決定

提出された願書等により、選考作業を行い、奨学生として決定します。
採否については、学校を通して本人に通知します。
採用決定ののち、誓約書を受理後、4月分まで遡り貸与を開始します。

◆問合せ先◆ 在学する学校又は福島県教育庁高校教育課（下記）まで

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16

TEL:024-521-7775(直通)

FAX:024-521-7973

福島県奨学資金

検索



震災特例

<震災特例採用奨学資金>

震災特例採用奨学資金は、原子力災害被災地域において被災し、経済的な理由により修学が困難となった高校生を支援するための奨学金です。

卒業後の奨学生本人の収入（見込）が5年経過後も基準額を超えない場合は、特例的に返還義務を免除します。

<応募資格>

1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。

(1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は修業年限2年以上の専修学校の高等課程（福島県教育委員会で定める専修学校に限る。）の生徒であること。

(2) 次に掲げる条件を具備していること。

① 県内の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、県内に6ヶ月以上住所を有していること。

② 県外の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、震災時に生徒本人が本県に住所を有し、かつ保護者が県内に6ヶ月以上住所を有していること。

(3) 原子力災害被災地域において被災し、下記のいずれかの事由により修学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下であること。（詳細は別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

① 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合

② 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合

2 所得

主たる生計維持者（保護者等）の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

（詳細は別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

<貸与方法>

採用決定後、原則は年2回（令和8年9月末と令和9年1月末の予定）に分けて奨学生本人の口座に振り込みます。なお、在学採用の初回の振込は在学申込回（第1回）（第2回）（第3回）ごとに、4月に遡りまとめて振り込む予定です。下表を参考にご確認ください。

在学申込回	▶申込書類提出期限 (※1 到着期限)	●採用決定時期	★初回振込日	初回振込額
第1回	7月1日(水)まで	8月中旬	1) 9月30日(水)	1) 貸与月額×6か月分
第2回	10月26日(月)まで	11月末	2) 12月25日(金)	2) 貸与月額×9か月分
第3回	12月11日(金)まで	1月末	3) 3月10日(水)	3) 貸与月額×12か月分

※1 表内の『到着期限』は、学校への提出期限ではなく、学校から当該への期限です

<利子・保証人>

無利子・連帯保証人1名（原則親権者）

<注意事項>

- 1 応募資格を満たしていることを確認のうえ、学校の推薦を受けて応募してください。
- 2 他の貸与型の修学資金と併願することは可能ですが、同時に受けることはできません。採用後に他の貸与型奨学金との併用が判明した場合は、奨学生決定当初に遡りして奨学生を取り消します。
- 3 過去に福島県奨学資金を全修学期間貸与された者は申し込みできません。
- 4 1年生以外の方も申込可能です。